

# 公的研究費の使用における不正行為の通報等受付窓口

2018年9月27日

一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

一般財団法人地球・人間環境フォーラム（以下「本フォーラム」という。）の公的研究費の運営、管理及び監査の実施体制に関する規則（以下「規則」という。）第21条に基づき、以下のように通報等受付窓口を設置します。

## 1 通報等受付窓口

受付窓口：地球・人間環境フォーラム 専務理事

電話：03-5825-9735、FAX：03-5825-9737

メールアドレス：grievance[アットマーク]gef.or.jp

## 2 通報の対象となる不正行為

通報の対象となるのは公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為とします。

## 3 通報の方法

通報・相談は原則として氏名を明らかにして、書面、電話、面談、電子メールの方法により行ってください。不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が明示されているもののみ受け付けます。

## 4 通報者の保護等

不正行為に関する通報・相談者及び調査協力者に対しては、不利益を受けないよう十分な配慮を行います。なお、通報者には調査への協力を求めることがあること、また悪意に基づく通報の場合は、通報者の氏名等を公表することをご了解願います。

## 関連規定

- ・公的研究費の運営、管理及び監査の実施体制に関する規則
- ・公的研究費の使用における不正行為への対応に関する細則